

誰にとっても住みよい社会になります。」という文言を改めて確認したい。

- ・大会は全国の共同作業所を支えて来た、また生協と提携しリサイクルに洗びんセンター建設などを成功させた地域に漲るエネルギーを結集して3200名参加の集会であった。このエネルギーを高めながら高齢者福祉運動も併せ発展させる時であると思った。
- ・現在わが国では、痴呆性老人をグループホームでケアすることの評価が高まり、各地でその建設に取り組む動きがある。各国での精神障害者グル

ープホームの取り組みは色々の教訓を与えることになるものと思う。シンポジウムのまとめの一つに『地域で支える単位は小さい程よい』と述べられたことはそれを語っているものと思う。

- ・最後にイタリアの報告でも確認できたように、今後の地域福祉の創設は「公共」と「協同」の連携ではじめて成立するものと思う。その協同は、労働を核としたものであることは各国の経験が示している。高齢者協同組合を追求する中で、公共コンプレックスを理論的にも深めていきたいと思う。

### <協同のひろば>

## 家事事件に見る雇用不安

私は現在家事事件に関連のある職場におります。家事事件とは、家庭裁判所が扱う夫婦や親子に関する様々なことを法の世界からアプローチし、結論づけるものと解してよいでしょう。

例えば、夫婦の仲がうまくいかない場合、当分別居を続けるなら、収入のある方（多くは夫）はない方（同じく妻）に対し、生活費を支払うことになります。これを家事事件としては、婚姻費用分担と呼んでいます。

また、離婚という形になった場合、離婚とともに財産分与、慰謝料、解決金といった給付も行われますし、さらに子がおれば、子を育てていない親は子を育てる親に対し養育料等の分担をすることとなります。これらも、双方合意のうちに特に明文化せず決める場合を除き、家庭裁判所の調停等で決めるなら家事事件の中に含まれます。

ひと昔前のバブル全盛の時代ならば、わずらわしいことでゴタゴタするよりも、一刀両断、金で解決といったことがあたり前に行われていました。

今から考えると、よくそんな大きな約束がかわされたとびっくりするほどに、収入に比して大きな金額での取り決めが行われていました。

横山 勝（福岡県／法政大学）

ところが、それが今日のバブル崩壊とその後の厳しい雇用不安の中で、全く意味をなさなくなってしまいました。

予期せぬ解雇、倒産などで一度は取り決めた婚姻費用や養育料が支払えなくなっています。

これは、怠業や約束を顧りみないといった理由で起こる以上に、かつての生活設計が大きく変更せざるを得なくなり、支払いたいのに支払えないという状況になっているのです。

もともと、長期的に見れば、私の住む北九州は、潜在的に雇用不安を抱えてきた地域でした。

かつての鉄の栄光もどこへやら、新日鉄をはじめ、北九州工業地帯を形成していた基幹産業が次々と北九州の地を離れ、またそれに代わる産業も十分にその任を果してはいないのが現状です。そして、いまだ旧炭鉱労働の問題や旧国鉄の分割民営化によって生じた問題なども解決できないでいるのです。

それでも、ハブルの頃までは、それなりに雇用の場もあり、何とかやることはできました。しかし、今日、それが根本から崩れつつあるのです。

愛するわが子には、たとえその姓が変わっても、親として何らかの援助をしてやりたいと考えるの

が親心、しかし、自らの生活もままならず、援助をしてやりたくてもできない、当然支払えるものとして取り決めた支払いを反故にせざるを得ないようになってしまっているのです。

これは、当然子を引き取っている方の親にも言えることです。これまで、子を学校へやったり、保育所や実家に預けるなどしてつくったわずかの時間にパートなどをして、足りない分はかつての夫（妻）から送られてくる養育料でまかなっていたのが、業務縮少により、パートは不要とされ、予期せぬ足切り、また期待の養育料も滞りがち、保育料だけは、かつての高い収入で認定され、相変わらず高額のまま、いくら児童手当などを受けたとしても苦しい状況に置かれます。

こんな時、どんなに円満に離婚や別居をした夫婦であっても、相手を責めたくなるのが人情です。口約束にしろ、調停で決めたにしろ、一度決められたことを守らない相手に不満を持つのは当然、離婚や別居の際の思い出したくない行き違いをも思い出し、ますますフラストレーションが溜まってしまいます。

家庭裁判所で履行を勧告してもらっても効果なく、もとより支払いたくても支払えない以上、双方の不満が大きくなるだけ、結局それらの皺寄せが子に向かられてしまうのです。

これまでのストーリーは、子がいながら離婚した人を想定していましたが、同じことは、部分部分を変えて、別居中の婚姻費用の支払いや老親への扶養料の支払いなどでも言えることです。

もちろん、これは取りあえずは減給や失業は目前にない比較的に安定した企業に勤務していても同じことです。バブル崩壊の後、不安定な企業だけでなく、安定した企業でも苦しい状況があり、また、自営しているような場合であっても苦しいのは同じなのです。

ところで、家庭裁判所では、少年事件と言われる20歳以下の未成年者が犯した刑事事件についても審理しています。

そうした少年の一部は、怠業し、転職をくり返したりしています。いや、これは知らず知らずの

偏見かもしれません。そもそも、恵まれない家庭で育ち、世間からも白い眼で見られ続けた彼らに就ける職業にある種制約があり、その中でもがけばもがくほど、上述したような転職のくり返しという形で現われるのです。

その彼らも、バブルがはじけるまでは、まだ、公共事業などが数多く行われ、その作業の仕事はそれなりにあって、ある職場でうまくいかずに、それを辞めても、翌日は別の職場で働くことができました。

特に、いわゆる3Kと言われる仕事においては、一人でも多い労働力が求められ、それが働く場をつくっていました。

しかし、これらの職場も、バブル後は徐々に縮小されていき、働く場も少なくなっていました。

少年たちも、これまでと同じ感覚で、前の職場を辞めると、今度は次の職場はもうないです。

結局、最初に記した養育料などの問題に追われる人々の多くも、これらの少年も、社会的弱者であり、それが今日の雇用不安を直接味わうことになっているのです。

社会の歪みは、こうした弱者に現われます。ここでも、弱者が弱者として、このような状況に甘んじるだけでなく、何とかそれを打開していくこうとする可能性があるように思います。

例えば、最初に紹介した養育料等にかかる当事者、夫も妻も子も、皆そのままでは、現在の状況を受け入れるしかありません。

現に、これらの人々は、良心的な弁護士ぐらいからしか情報が与えられていない状況にあります。

そのような所に、「協同」による取り組みの余地が残されているように思います。

本稿では可能性を示すだけで筆を置きますが、少しずつこうした灯がともされつつあるように思われます。